

## 室蘭市緑の基本計画改定業務委託仕様書

### 1 適用範囲

この仕様書は、室蘭市（以下「発注者」という。）が受注者に委託して行う「室蘭市緑の基本計画改定業務委託」に適用するものとする。

### 2 業務目的

本市では、平成29年度から室蘭市立地適正化計画の策定（平成30年度中の策定を予定）及び室蘭市都市計画マスタープランの見直し（平成31年度中の策定を予定）（以下、両計画を総称して「新たなまちづくり計画」という）を進めている。

新たなまちづくり計画の策定背景としては、本市では、急速な人口減少と高齢者の増加及び拡散した市街地などの課題を抱え、都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地等を検討し、将来を見据えたまちづくりを進めることとしている。

新たなまちづくり計画には、拠点となる公園の再編なども視野に入れた拠点形成や居住誘導を行っていくことも重要な施策に位置付けられていくため、市内の緑の保全と創出に関する施策をより計画的に推進する必要がある。

上記の背景を踏まえて、現計画である「室蘭市緑の基本計画」について、現状における本市の都市構造や市民ニーズ等を反映した改定業務を行うものである。

### 3 業務期間

契約締結の日から平成31年3月20日まで

### 4 業務内容

#### （1）作業計画・準備

事業実施にあたり、立地適正化策定の目的を明確にするとともに、業務実施方針やスケジュール等を整理し、業務計画書として取りまとめる。

#### （2）現計画の評価

現行の室蘭市緑の基本計画（平成15年11月策定）で定められた施策の実施状況、目標の達成状況等について取りまとめ、検証・評価を行う。

#### （3）基礎調査

室蘭市の地理的状況、自然条件、社会環境、都市構造等、緑の基本計画の改定に当たって必要となる基礎的事項について調査し、取りまとめる。

#### （4）調査結果の解析・評価と課題の整理

平成29年8月に実施した「室蘭市都市計画マスタープランの見直し及び室蘭市立地適正化計画の策定に向けた市民アンケート調査」の結果から、公園・緑地に係る内容を整理し、市民の公園・緑地に対する要求事項等を本計画に反映する。

#### （5）緑の基本計画の改定案の検討

上記（2）～（4）を踏まえて、現行の緑の基本計画について、下記項目を基本とした改定案の検討を行う。なお、検討にあたっては、都市公園の適切な再編について留意をしながら実施する。

緑のまちづくりの体系

緑のまちづくりの目標に対する方向性とその重点的取り組み

- ・子育て支援、高齢社会等の課題に対応した公園の機能や配置の再編の考え方
- ・策定中の立地適正化計画と連携した公園配置の再編や地域の特性に応じた公園機能の充実や簡素化等の考え方

緑化重点地区

地区の概要と地区別整備方針

(6) 改定協議会等の支援

本計画策定にあたり開催する改定協議会（全3回程度を予定）、住民説明会（全2回程度を予定）、緑化審議会（全2回程度を予定）の資料作成、出席、意見集約、議事要旨作成などを実施する。

(7) 打合せ

当該業務の打ち合わせは、第1回打ち合わせ、中間打ち合わせ1回、成果納品1回の計3回以上とする。

(8) 報告書作成

本業務の成果をとりまとめた報告書を以下のとおり作成する。

- ・業務報告書 A4版カラー10部
- ・上記電子データ 1式

## 5 業務計画書

(1) 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。

(2) 業務計画書には、下記事項を記載すること。

業務概要 実施方針 工程表 業務実施体制 打合せ計画 成果品の内容  
連絡体制（緊急時含む） その他必要事項

(3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上でその都度、発注者に変更業務計画書を提出し、承認を得なければならない。

## 6 業務実績情報システム（テクリス）への登録

受託者は、契約時又は変更時において、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により業務担当員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「委託期間」「技術者（管理技術者等）」の変更）時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査合格後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。「登録のための確認のお願い」については、業務担当員が記名・押印した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに業務担当員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 6. 特記事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、関係法令及び条例等を遵守するとともに、発注者と連絡調整を密にすること。
- (2) 貸与する資料は、発注者の請求があったとき、又は業務完了時のいずれかの時期までに返却すること。
- (3) 受託者は、室蘭市から提供を受けた資料及び業務上知り得た事項等を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権については、発注者に帰属する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議すること。